

平成 27 年 12 月 2 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 ネ ク ス グ ル ー プ
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 秋 山 司 ( J A S D A Q ・ コ ー ド 6 6 3 4 )
問 合 せ 先	
役 職 ・ 氏 名	代 表 取 締 役 副 社 長 石 原 直 樹
電 話	0 3 - 5 7 6 6 - 9 8 7 0

## 自己株式の市場買付及び取得終了に関するお知らせ

(会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、平成 27 年 7 月 14 日開催の取締役会において決議いたしました、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づく自己株式の取得につきまして、下記のとおり自己株式の取得状況をお知らせいたします。

なお、今回の市場買付けをもって、平成 27 年 7 月 14 日開催の取締役会決議による上記規定に基づく自己株式の取得を全て終了しましたので、併せてお知らせいたします。

今回の自己株式取得決議において、一部株式の取得を行いました。上限とする株数または取得価額まで自己株式の取得ができませんでした。理由としましては、平成 27 年 10 月 29 日に開示致しました「株式会社 SJI との資本業務提携契約の締結及び第三者割当増資、新株予約権の引受による子会社化及び借入金に関するお知らせ(開示の経過報告)」のとおり、当該予約権の行使期間は 2 年間ですが、株式会社 SJI より事業年度末である 10 月末時点において債務超過を解消する為に、新株予約権の行使の申し入れがあり行使を行ないました。新株予約権行使時に必要な引受資金につきましては、引受時点での手元資金が不足する場合は親会社および金融機関からの借入を想定しておりましたが、当該予約権行使につきましては、8 月下旬から打診を受けて、払込実施(10 月末)迄の短い時間的制約のなかでの行使となったため、親会社からの借入ではなく、当社が保有する別の使途予定の資金から充当したためです。

### 記

1. 買付期間 平成 27 年 11 月 1 日から平成 27 年 11 月 20 日まで (約定ベース)
2. 買付株式数 0 株
3. 買付総額 0 円
4. 買付方法 株式会社東京証券取引所のジャスダック市場における市場買付

(ご参考)

1. 平成 27 年 7 月 14 日開催の取締役会における決議内容
  - (1) 取得する株式の種類 当社普通株式
  - (2) 取得する株式の総数 500,000 株を上限とする。  
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 3.74%)
  - (3) 株式の取得価額の総額 4 億円を上限とする。



- (4) 取得する期間 平成 27 年 7 月 15 日～平成 27 年 11 月 20 日
- 2. 上記決議に基づき平成 27 年 11 月 20 日までに取得した自己株式の累計
  - (1) 買付株式数 72,400 株
  - (2) 買付総額 43,173,300 円
- 3. 平成 27 年 11 月 20 日時点の自己株式の保有
  - (1) 発行済株式総数（自己株式を除く） 14,957,679 株
  - (2) 自己株式数 72,516 株

以上